

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 6 月 19 日（金）第3120号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定（4件）（社会福祉課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 4
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 6
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 6
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（港湾空港課取扱い） 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（5件）
 - （鹿児島地域振興局取扱い） 7
 - （南薩地域振興局取扱い） 8
 - （北薩地域振興局取扱い） 8
 - （始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
 - （大隅地域振興局取扱い） 9

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 9
- 平成27年度第1回家畜人工授精講習会開催公告（畜産課取扱い） 10
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 12

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 14

告 示

鹿児島県告示第588号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

平成27年 6 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
県全域
 - (2) 期間
平成27年 8 月 1 日から平成28年 7 月 31 日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，始良市，薩摩郡，出水郡，始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部及び大島郡の区域
---	---------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1 の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 6 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
こどもクリニック永松	出水市平和町25番地2	平成27年3月31日
タバタ薬局宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461番4	平成27年4月30日
阿久根医院	薩摩川内市平佐町字八幡馬場2137番地	平成27年4月30日

鹿児島県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 6 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ハイリング	鹿児島市下伊敷一丁目43番3号	タバタ薬局宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461番4	平成27年4月30日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
中村祐二	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成27年 4月1日	柔道整復
田原志保	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成27年 4月1日	柔道整復
田原志保	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号コミュニティ ウン加治木	平成27年 4月1日	柔道整復
西ノ原剛	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号コミュニティ ウン加治木	平成27年 4月1日	柔道整復

鹿児島県告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
こどもクリニック永松	出水市平和町25番地2	平成27年4月1日
いなだ整形・内科クリニック	大島郡徳之島町亀津字下霜原5222 -1	平成27年5月1日
国分駅前薬局	霧島市国分府中町33番18号	平成27年5月1日
マリン薬局	大島郡徳之島町亀津下霜原5222番 1	平成27年5月1日
タバタ薬局宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461番 4	平成27年5月1日
イブスキ薬局	指宿市大牟礼1-1-16	平成27年5月1日
アクア薬局川内	薩摩川内市中郷四丁目6番	平成27年5月1日
川内まきのせ泌尿器科	薩摩川内市中郷四丁目7番	平成27年5月11日

鹿児島県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社 Big Smile	薩摩川内市平佐町1822 番地1	びっぐすまいる訪問 看護ステーション	薩摩川内市平佐町1872 番地グランドール平佐	平成27年5 月1日

鹿児島県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人芳志会	薩摩郡さつま町田原147番地3	てらだ内科クリニック	薩摩郡さつま町田原147番地3	平成27年4月1日	訪問看護，居宅療養管理指導

鹿児島県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
立石康次郎	たていし整骨院 枕崎市桜木町228-1	平成27年4月21日	柔道整復
吉永彦太	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成27年4月20日	柔道整復
樋口和樹	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成27年4月20日	柔道整復
樋口和樹	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号コミュニティタウン加治木	平成27年4月20日	柔道整復
吉永彦太	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号コミュニティタウン加治木	平成27年4月20日	柔道整復
神野佳文	さくら治療院 志布志市志布志町志布志1290番地1	平成27年3月26日	はり，きゅう
實研吾	さね整骨院 大島郡伊仙町伊仙2310-10	平成27年5月9日	柔道整復
湯地敏志	はりきゅうマッサージ如水治療院 指宿市西方2358	平成27年5月7日	あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう

鹿児島県告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
メディポリス国際陽子線治療センター 指宿市東方4423番地	名称	メディポリスがん粒子線治療研究センター	メディポリス国際陽子線治療センター	平成27年5月1日

鹿児島県告示第597号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年6月19日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年4月30日鹿児島県告示第545号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
西之表市西之表区域 （西之表市のうち西之表市国上区域、西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）	(1) 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業 (2) 主としてロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業及び小型定置漁業 (3) 主として磯建網漁業を営む漁業 (4) 主としてはえ縄漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（旧：中山間地域総合農地防災）（農業用排水施設整備及び農用地保全）浦底地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年6月22日から同年7月17日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地課

鹿児島県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁長から平成26年4月4日鹿児島県告示第408号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月20日終了した旨の通知があった。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁長から平成26年8月8日鹿児島県告示第851号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月20日終了した旨の通知があった。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年6月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 伊藤祐一郎	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	枕崎市大塚中町169番1地先から134番1地先まで	前	7.5～11.3	313.7
			後	7.6～33.7	313.7

鹿児島県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年6月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	鹿児島県知事 伊藤祐一郎	
		供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	枕崎市大塚中町149番地先から134番1地先まで	平成27年6月19日

鹿児島県告示第603号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成27年6月19日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日
平成27年5月29日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
奄美市名瀬塩浜町2284番に接する防波堤及び護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結んだ平成17年の秋分の満潮位（D. L. +2.02メートル）における公有水面と既存護岸及び既存防波堤との境界線、㉓の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線並びに①の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 名瀬立神灯台（北緯28度24分30秒19，東経129度29分54秒88）から181度23分00秒2,894.88メートルの地点

㉑の地点 ①の地点から177度41分55秒160.02メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から267度41分55秒25.60メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から357度41分55秒158.85メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から83度40分31秒4.88メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から355度28分00秒0.81メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から87度41分14秒0.62メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から177度41分36秒4.00メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から87度42分01秒16.00メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から267度42分01秒4.00メートルの地点

(3) 面積

4,027.45平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成18年12月28日

指令港空第313号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

奄美市

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年6月19日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ミニヨンヌアリス	鹿児島市川田町191番1	社会福祉法人正栄会	鹿児島市川田町1090番地	上片平栄昭	平成27年4月1日	児童発達支援
子育てサポートくっく	鹿児島市坂之上七丁目26-11	社会福祉法人旭生会	鹿児島市平川町1382番地	園田 修光	平成27年4月1日	児童発達支援
支援ハウスまっぼっくり	鹿児島市谷山中央四丁目4934番2	社会福祉法人松青福祉会	鹿児島市谷山中央四丁目4907番地11	松元公志郎	平成27年4月1日	児童発達支援
プリキッズみずほ	鹿児島市玉里団地三丁目35番11号	有限会社ハピベイス	鹿児島市小川町1番9号宮園ビル1F	六反田哲郎	平成27年4月1日	児童発達支援
地域生活支援事業所ほほえみ	鹿児島市吉野町11164番地	社会福祉法人青島会	鹿児島市吉野町11081番地1	牧 美輝	平成27年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問

						支援
こどもの家すくすくしえんせんたー風のことり	鹿児島市住吉町7番14号	社会福祉法人大潟福祉会	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1	潟山 康博	平成27年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
ふるさとの森	日置市東市来町湯田7109-2	社会福祉法人信成会	日置市東市来町湯田字平原7107番地8	河野 史代	平成27年4月1日	児童発達支援
くしきの児童発達支援センター	いちき串木野市上名5050番12	医療法人親貴会	いちき串木野市東塩田町35番地	海江田正史	平成27年4月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援
発達サポート児童デイやまびこ	鹿児島市皆与志町1779番地	社会福祉法人向陽会	鹿児島市皆与志町1779番地	本重 博史	平成27年4月1日	放課後等デイサービス
ジュンヌアリス	鹿児島市川田町191番1	社会福祉法人正栄会	鹿児島市川田町1090番地	上片平栄昭	平成27年4月1日	放課後等デイサービス
学童支援ゆめの森	鹿児島市吉野町1447番1	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番3	清原 浩	平成27年4月1日	放課後等デイサービス

南薩地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年6月19日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
清原療育センター	南さつま市坊津町泊字下ノ菌6064番地	特定非営利活動法人発達支援センター翠	南さつま市金峰町尾下383番地1	松田 翠	平成27年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
HAS発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383番地1	特定非営利活動法人HAS発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383番地1	松田 翠	平成27年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

北薩地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年6月19日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チャイルドクラブあおぞら	薩摩川内市百次町1110番地、薩摩川内市百次町1092番地3	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	白尾 國豊	平成27年4月1日	放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年6月19日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートハウスすてっぷ	霧島市国分山下町14番4号	特定非営利活動法人ひとなる会	霧島市国分福島三丁目27番6号	伊藤 悦朗	平成27年4月1日	放課後等サービス
学童支援とも	伊佐市菱刈前目字四反田2525番地27	社会福祉法人菱刈中央福祉会	伊佐市菱刈前目字四反田2525番地27	星山 耕作	平成27年4月1日	放課後等サービス
ライフサポートセンターこくぶ	霧島市国分福島二丁目14番5号	特定非営利活動法人陽だまり	霧島市国分福島三丁目27番6号	伊藤 悦朗	平成27年4月1日	保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年6月19日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援事業所くれよん	鹿屋市笠之原町5番58-2号	医療法人明昌会	鹿屋市寿三丁目11番2号	福田 恒典	平成27年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援
にこにこはうす	志布志市志布志町帖6571番地9	社会福祉法人愛泉福祉会	志布志市志布志町帖6565番地1	吉徳 伸一	平成27年4月1日	放課後等サービス・保育所等訪問支援

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年6月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。
平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
川内山形屋
薩摩川内市西向田町9番6号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年1月7日
- 3 意見の概要
上記店舗の変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。
また、周辺住民から苦情が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりいちき串木野市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年6月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。
平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
串木野ショッピングプラザ
いちき串木野市東塩田町1番地 外16筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年1月20日
- 3 意見の概要
以前、他店舗で店舗清掃時に清掃の排水を側溝に流し、近辺の川の魚等が死亡した事例があったため、清掃等排水の水処理を適正にすること。
また、騒音規制法に基づく規制基準を遵守すること。

平成27年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。
平成27年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催期日
平成27年9月1日（火）から同年10月8日（木）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）
- 3 講習会の定員
30人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 受講及び修業試験の免除
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96

号。以下「省令」という。)第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目(以下「受講等免除科目」という。)についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

ア 学科 畜産概論, 家畜の栄養, 家畜の飼養管理, 家畜の育種, 生殖器解剖, 繁殖生理, 精子生理又は種付けの理論

イ 実習 家畜の飼養管理, 家畜の審査, 生殖器解剖又は発情鑑定

(2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 家畜人工授精講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真(出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの)

エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し

(2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所(県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577))

(3) 提出書類等の受付期間

平成27年7月8日(水)から同月17日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年7月17日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講手数料

34,200円(講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。)

9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成27年8月4日(火)午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁(行政庁舎17階)共用会議室17-B-1

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成27年7月24日(金)までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成27年8月12日(水)までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課(電話099-286-3223)又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年6月19日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
警察本部庁舎中央監視制御設備の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年1月22日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成28年2月1日から平成34年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成27年7月21日午後3時までに3の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年6月19日から同年7月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

- ア 入札金額は、1の(5)に示す借入期間における借入代金としての総額を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年7月30日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成27年7月31日午前11時
- イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- ㊦ 交付場所 (2)に同じ。
- ㊧ 交付期限 平成27年7月16日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、平成27年7月30日正午までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部警務部会計課庁舎管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2237）
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Central Monitor System, 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
22 January 2016
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 30 July 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2237)
FAX 099-206-5560

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

平成27年3月20日付け監査第106号の監査結果に基づき、平成27年5月28日付け鹿教総第99号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月19日

鹿児島県監査委員	田中和彦
同	橋口和博
同	園田 豊
同	松田浩孝

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
明桜館高等学校	職員手当の過払いがある。	<p>1 再発防止の対策 過払い分について、速やかに返納処理を行うとともに、該当者への制度の周知を図り、併せて、複数でのチェックを徹底し、手当等の誤支給の未然防止に努めることとした。</p> <p>2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互の自主検査を活用したチェック体制を強化することとした。</p>
山川高等学校	行政財産の使用許可が2か月以上遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策 職員間のチェック体制の再確認と事務処理の進捗状況など相互の連絡体制の強化を図った。</p> <p>2 自主検査の強化 公有財産に係る自主検査の強化及び所属相互の自主検査を活用したチェック体制を強化することとした。</p>
川内商工高等学校	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、支出事務が適正になされていないものがある。	<p>1 再発防止の対策 条例や規則等の熟知に努め、事務室内での相互チェックの徹底及び自主検査の強化を図るなどの改善策を講じた。</p>
薩摩中央高等学校	生産物売払収入の金融機関への払込手続が1か月以上遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策 生産物売払収入については、現金による即納を原則とするが、公的機関等で現金による納付が困難な場合は、納入通知書による納入に改めることとした。 また、生産物売払収入の有無にかかわらず、収納状況については毎日出納員へ引き継ぐこととした。</p> <p>2 自主検査の強化 事務処理に係るチェック体制を整えて、自主検査の強化を図るなどの改善策を講じることとした。</p>
高山高等学校	契約事務において、予定価格の設定が適正でないものがある。	<p>1 再発防止の対策 予定価格の設定について、契約規則や研修会資料等に基づき再確認を行うとともに、チェックの徹底及び自主検査の強化を図ることとした。</p>